

おかげさまで 開業15周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2023年3月号

春の温かい日差しが感じられるようになり、少しずつ寒さから解放されますね。その一方で花粉の飛散も多くなりましたね。3月13日から新型コロナ対策としてのマスク着用については、自身の判断に委ねられるようになりますが、花粉症の人にとって、マスク着用は必須ですね。私もしばらくはマスクを着用させていただきます。

厚生労働省は、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとしております。各職場でマスク着用ルールをどうするか検討されるかと思いますが、お互いの考え方や生活環境への配慮が大切になるかと思っております。

新年度までもうすぐですね。体調に気を付けてしっかりと準備をしましょう。

3月のトピックス

- ・ 高度外国人材の新制度について
- ・ 2022年の実質賃金について
- ・ 雇用調整助成金の特例措置終了について

高度外国人材の新制度について

政府は、高度外国人材を呼び込むための新制度の導入を決定しました。在留資格「高度専門職」の取得要件を緩和して優遇措置を設け、資格要件を満たす経営者や研究者、技術者などは滞在1年で永住権の申請可能等とします。また、在留資格「特定活動」に「未来創造人材」を創設し、世界ランキングで100位以内の大学を卒業後5年以内の外国人を対象に日本で最長2年間の就職活動等を認められます。

2022年の実質賃金について

厚生労働省が2022年の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上）を発表しました。それによりますと、物価の影響を考慮した実質賃金は前年比0.9%減となり、マイナスなのは2年ぶりです。賃金の実質水準を算出する指標となる物価が3.0%上昇して、名目賃金に当たる現金給与総額の2.1%増を上回り、賃金上昇が物価高に追いつかない状況です。

雇用調整助成金の特例措置終了について

厚生労働省は、雇用調整助成金の新型コロナウイルス対策特例措置について、3月末で終了することを正式に決定しました。1月末の支給上限額を引き上げる特例措置の終了後も経過措置として残っている支給要件の一部緩和を終了し、新年度より、前年との比較で判断する通常の運用になります。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545